



鳥取県公報

令和8年4月21日（火）
第9783号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県税の収納事務の委託（239）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	手数料の徴収事務の委託（2件）（240・241）（消防防災課）・・・・・・・・ 2
	指定自立支援医療機関の指定（242）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（243）（企業支援課）・・・・・・・・ 3
	土地改良区の定款の変更の認可（244）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 3
	手数料の徴収事務の委託（245）（家畜防疫課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	一般国道の供用の廃止（246）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	一般国道の供用の開始（247）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	自転車及び歩行者専用道路の区間の指定（248）（〃）・・・・・・・・・・・・ 4
	県営土地改良事業の工事の完了（249）（中部総合事務所農林局）・・・・ 4
	開発行為に関する工事の完了（4件）（250～253）（西部総合事務所環境建築局）・・・ 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（26）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 教委告示	指定技能教育施設の変更の届出（1）（高等学校課）・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 6
	猟銃安全指導委員の委嘱（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第239号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、県税の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
一般社団法人鳥取県自動車団体連合会	鳥取市丸山町233	令和6年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

鳥取県告示第240号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県危険物保安協会連合会	鳥取市吉成640-1	令和8年1月22日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

鳥取県告示第241号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名 称	事務所の所在地	指定年月日		
一般社団法人鳥取県消防設備協会	鳥取市吉方183-4	令和8年1月22日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

鳥取県告示第242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
合同会社ビッグウエスト	鳥取市吉成三丁目5-5	みんなの看護	鳥取市吉成三丁目5-6	精神通院医療	令和8年4月1日
社会医療法	倉吉市山根43-1	訪問看護リハビリス	倉吉市山根43-1	〃	〃

人仁厚会		テーションくらよし			
株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条二丁目4-30	アイン薬局鳥取岩美店	鳥取県岩美郡岩美町浦富735-7	育成医療、更生医療、精神通院医療	〃

鳥取県告示第243号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也 東京都千代田区丸の内一丁目4-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 中田 達彦 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和6年10月19日ほか
- 5 届出年月日
令和8年3月30日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和8年4月21日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村総務課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、四王寺土地改良区の定款の変更を令和8年4月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第245号

地方自治法（昭和22年法第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、家畜保健衛生所の業務に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者	委託年月日	委託期間
-----------	-------	------

名 称	事務所の所在地	指定年月日		
大山乳業農業協同組合	東伯郡琴浦町保37-1	令和6年5月30日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

鳥取県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を廃止するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年4月21日から2週間鳥取県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	供用廃止の期日
431号	境港市高松町1490地先から同市高松町1486地先まで	令和8年4月21日

鳥取県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年4月21日から2週間鳥取県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	供用開始の期日
431号	境港市高松町1490地先から同市高松町1486地先まで	令和8年4月21日

鳥取県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、次のとおり自転車及び歩行者専用道路の区間を指定するので、同条第5項の規定により告示する。

その関係図面は、令和8年4月21日から2週間鳥取県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
一般国道	431号	境港市高松町1490地先から同市高松町1486地先まで	令和8年4月21日

鳥取県告示第249号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年4月21日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 久米ヶ原3期地区 農業用排水	令和8年3月18日

鳥取県告示第250号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年4月21日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年6月11日 鳥取県指令第202400035769号
令和8年4月3日 鳥取県指令第202600015746号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字寺東
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市上道町3000
境港市長 伊達 憲太郎

鳥取県告示第251号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年4月21日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和8年3月18日 鳥取県指令第202500303983号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市上福原一丁目4-28
佐藤 明子

鳥取県告示第252号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年4月21日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和8年3月18日 鳥取県指令第202500310646号
令和8年3月30日 鳥取県指令第202500324059号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市観音寺新町三丁目9-24
田端 紀之

鳥取県告示第253号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年4月21日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和8年3月18日 鳥取県指令第202500310702号
令和8年3月30日 鳥取県指令第202500324207号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村日吉津

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市河崎2658
鐘ヶ江 秀啓

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第26号

令和8年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和8年4月21日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

- 1 日時 令和8年4月23日（木） 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 令和8年度公職選挙法等現行選挙制度の改正に関する要望について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第1号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月21日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

- 1 変更の届出をした指定技能教育施設の名称
学校法人鶏鳴学園あすなる高等専修学校
- 2 変更の届出があった事項
指定技能教育施設の所在地
変更前 鳥取市湖山町西二丁目228-1
変更後 鳥取市倭文65
- 3 変更年月日
令和8年4月1日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画地区計画 東福原二丁目地区地区計画
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

令和8年4月21日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 猟銃安全指導委員の氏名及び活動区域

氏 名	活 動 区 域
北浦 壽廣	鳥取警察署の管轄区域内
林田 英雄	鳥取警察署の管轄区域内
田中 晋	鳥取警察署の管轄区域内
小谷 輝道	郡家警察署の管轄区域内
安木 均	智頭警察署の管轄区域内
芦谷 茂樹	智頭警察署の管轄区域内
秋田 典昭	浜村警察署の管轄区域内
林原 一紀	倉吉警察署の管轄区域内
徳山 幸一	倉吉警察署の管轄区域内
門脇 正人	琴浦大山警察署の管轄区域内
提嶋 勇治	琴浦大山警察署の管轄区域内
浅野真一郎	米子警察署の管轄区域内
岩崎 寿義	米子警察署の管轄区域内
岩崎 裕司	米子警察署の管轄区域内
池淵 広志	境港警察署の管轄区域内
矢田貝繁明	黒坂警察署の管轄区域内
白石 賢一	黒坂警察署の管轄区域内

2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署に問い合わせること。

警 察 署	電 話 番 号
鳥取警察署	0857-32-0110
郡家警察署	0858-72-0110
智頭警察署	0858-75-0110
浜村警察署	0857-82-0110
倉吉警察署	0858-26-7110
琴浦大山警察署	0858-49-8110
米子警察署	0859-33-0110
境港警察署	0859-44-0110
黒坂警察署	0859-74-0110

3 猟銃安全指導委員の任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで